南九農委告示第２号

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 22 条の２第２項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について２分の１以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第 22 条の３の規定により、鹿児島県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和８年 11 月 20 日

南九州市農業委員会
会 長　本木下　裕一

記

１　共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積（㎡）	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間（年）	賃借	借賃の相手方	方法
南九州市川辺町今田字南田 332	田	83	使用貸借権	水田として利用	R9.7.1	10	－	砂走精一	－
南九州市川辺町今田字南田 333	田	351	使用貸借権	水田として利用	R9.7.1	10	－	砂走精一	－

２　この公示は、１の共有者不明農用地等について２分の１以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

３　当該共有者不明農用地等について、１及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

４　当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して２か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は３に掲げる事項について異議を述べることができる。

（１）申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
（２）当該農用地等の所在、地番、地目、面積
（３）当該申出の趣旨

5　不確知共有者がこの公示があった日から起算して２か月以内に異議を述べなかった場合には、法第 22 条の４の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6　当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の３第１項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

（１）機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から 15 年以上あるものである。

（２）機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

（３）事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

（４）機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

（５）機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収される。

（様式第１０号）　農用地利用集積等促進計画（貸借用）

農地中間管理権の設定　（出し手→農地バンク）

捨印

1　各筆明細　（南九州市）

	利用権を設定する者（出し手）の氏名又は名称（甲）	[redacted]	この計画に同意する。〔同意印〕	[redacted]
(1/1)	利用権の設定を受ける者（鹿児島県農地中間管理機構：農地バンク）の氏名又は名称（乙）	公益財団法人鹿児島県地域振興公社 理事長　長島　和広	この計画に同意する。〔同意印〕	鹿児島市名山町４番３号

利用権を設定する土地							設定する利用権								
所在			現況地目	面積㎡（登記面積）	土地附属物等		利用権の種類	利用目的	始期	終期	存続期間	年間賃料(円)	賃料の支払方法	農地の特記事項	賃料の特記事項
大字	字	地番													
川辺町今田	南田	332	田	83（　）			使用貸借権	水田	R 9-07-01	R19-06-30	10年	0	請求なし	バンク法に基づく共有者不明農地　畦畔除去あり	
川辺町今田	南田	333	田	351（　）				水田				0		バンク法に基づく共有者不明農地　畦畔除去あり	
以下余白				（　）											
				（　）											
				（　）											
				（　）											
				（　）											
				（　）											
				（　）											
合計				434								0			

利用権を設定する土地の甲以外の権原者

住所	氏名又は名称	権原の種類	この計画に同意する。	備考
			〔同意印〕	
			〔同意印〕	
			〔同意印〕	

2　賃料を支払う相手方及び支払期日

乙は，甲に対し，１の各筆明細に定める年間賃料を甲が指定する甲名義の口座に下記のとおり支払う。

初回：令和9年11月30日　（以降、毎年度同月末日）

ただし，例外的な賃料の取扱いとなる場合は，上記に関わらず，各筆明細の賃料の特記事項記載のとおり支払うものとする。

3 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は，1の各筆明細及び2の賃料を支払う相手及び支払期限に定めるもののほか，次に定めるところによる。

（1）権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は，本計画の公告により設定される。

（2）賃料の改定

本計画を定めた後，賃料の改定に当たっては，農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 52 条の農業委員会が提供する賃料の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して，農地中間管理機構（以下「乙」という。）に権利を設定する者（以下「甲」という。），乙及び乙から権利の設定を受ける者（以下「転借人」という。）が協議して定める額に改定する。

（3）転貸

乙は当該土地を，甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

（4）賃料の増額又は減額

ア 甲，乙及び転借人は，当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても，異議を述べず，また，賃料の増減を請求しない。

イ 当該土地の一部が滅失その他の事由によりやむを得ないと認められる場合は，賃料について，甲，乙及び転借人が協議し，合意の上で，賃料の増額又は減額を定めることができる。

（5）境界の明示

甲は，当該土地に設定する権利の始期までに，自己の費用をもって現地において隣地との境界を明らかにする。

（6）障害の除去等

甲は，当該土地の引渡の時期までに乙の農地中間管理権の行使を阻害するものを除去するとともに，農地中間管理権の存続期間中においても，権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

（7）修繕及び改良

ア 甲は，乙及び転借人の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について，自らの費用と責任において修繕する。ただし，緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは，乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において，乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは，甲に対して，その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は，甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。

ウ 甲は，土地改良事業等の換地を伴う事業により当該土地の位置・形状の変更が生じた場合には，乙がその情報を土地改良事業等の実施主体から取得することに同意する。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は，民法，土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）等の法令に従う。

（8）附属物の取扱い

ア 乙は，当該土地の上に存する果樹等の永年性作物，ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）について，修繕や撤去等に係る一切の責任を負わない。

イ 甲は，転借人から附属物の設置を求められた場合には，市町村及び農業委員会に事前に相談を行わなければならない。また，甲及び転借人は，乙に対し附属物に関する責任を負わせない旨の内容を含む確認書等を作成したうえで，その写しを乙に提出しなければならない。

（9）畦畔の除去又は回復

ア 乙は，当該土地の畦畔除去について，回復の義務を負わない。

イ 甲は，転借人から当該土地に接する畦畔除去を求められた場合には，市町村及び農業委員会に事前に相談を行わなければならない。また，甲及び転借人は，乙に対し回復の義務を負わせない旨の内容を含む確認書等を作成したうえで，その写しを乙に提出しなければならない。

（10）租税公課等の負担

ア 甲は，当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る土地改良区の賦課金の負担については，原則として，特別賦課金は甲が負担し，経常賦課金は転借人が負担するが，これによらない場合は，甲と転借人とで協議の上，定める。

（11）賃貸借又は使用貸借の解除・解約

ア 甲がこの農地中間管理権設定に基づく義務を履行しないとき又は信義に反した行為をしたときには，県知事の承認を受けて，この農地中間管理権を解除することができる。

イ 甲及び乙は，1の各筆明細に定める農地中間管理権の存続期間の中途においてやむを得ず解約しようとする場合には，所定の手続きを行う。

ウ 乙は，転借人への貸付け終了後，当該土地の貸付けが行えないときは，甲に対し解約を求めることができる。なお，甲が管理経費を負担するなど，乙の財政的負担がない場合は，この限りでない。

エ 乙は，災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき又は，農地中間管理権の取得又は転借人への貸付け終了後1年をもって，当該土地の貸付けが行えないときは，県知事の承認を受けて，賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

オ 乙は，転借人への貸付け終了後，当該土地の貸付けが行えないときは，当該土地について，改めて，乙の定める農用地等の基準に適合しているかを確認し，適合しないと判断した場合は，県知事の承認を受けて，賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

（12）農地中間管理権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は，この農地中間管理権設定に関する事項は変更しない。ただし，甲，乙及び市町村等が協議の上，真にやむを得ないと認められる場合には，所定の手続きを行う。

（13）目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは，乙は，その終了の日から30日以内に，甲に対して，当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（8）による。）。ただし，天災その他の不可抗力，修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については，乙は，原状回復の義務を負わない。

（14）権利取得者の責務

乙は，転借人に対し，本計画に定めるところに従い，当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

（15）農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち，15 年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては，土地改良法第 87 条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

（16）転借人への氏名開示

乙は，転借人から本計画に係る農地中間管理権を設定する者の氏名の開示を求められた場合は，甲から，その都度の同意を得ずにその氏名のみを開示することができる。

（17）法定調書の提出及びマイナンバーの取得

乙は，甲に対するその年中の賃料の支払金額が15万円を超える場合は，所得税法225条9項に基づき，税務署長に支払調書を提出する。

なお，乙は，支払調書作成に必要となる甲の氏名や住所のほか，マイナンバー（個人番号）の情報の提出を甲に求めることができる。

（18）その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは，甲，乙及び転借人が協議する。